

報道関係者 各位

令和 6 年 1 月 26 日

【照会先】

鳥取労働局 職業安定部

部 長 勝部 健太郎

職業安定部 職業対策課

雇用開発担当官 竹中 將彰

TEL 0857-29-1708

鳥取労働局における「外国人雇用状況」届出状況の集計結果 (令和5年10月末時点)

～ 外国人労働者数は2年連続で増加し、過去最高値 ～

鳥取労働局（局長 ひらかわ まさひろ 平川 雅浩）は、令和5年10月末時点の外国人雇用状況についての届出状況をとりまとめましたので公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和5年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、県内で就労している外国人労働者全数とは必ずしも一致しません。

【届出状況におけるポイント】

- 鳥取県内の事業主から届出のあった外国人労働者数は3,526人で、前年同期比454人、14.8%の増加となりました。
- 外国人を雇用する事業所数は719か所で、前年同期比36か所、5.3%の増加となりました。
- 産業別の事業所数は、製造業が193か所（外国人雇用事業所全体の26.8%）と最も多く、次いで卸売業・小売業が96か所（同13.4%）、宿泊業・飲食サービス業が90か所（同12.5%）であり、また、外国人労働者数では、製造業が1,706人（外国人労働者全体の48.4%）とほぼ半数を占め、次いで卸売業・小売業が318人（同9.0%）、建設業が276人（同7.8%）の順となりました。
- 事業所規模別による外国人雇用事業所数は、30人未満の事業所が400か所（外国人雇用事業所全体の55.6%）と半数以上を占め、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く1,313人（外国人労働者全体の37.2%）、次いでフィリピン451人（同12.8%）、中国405人（同11.5%）、インドネシア362人（同10.3%）の順となりました。対前年伸び率で見ると、ミャンマー（170.7%）、インドネシア（151.5%）、ネパール（122.4%）は増加しましたが、一方で、中国（△11.8%）は減少傾向が続いています。
なお、ベトナムは、前年より15.6%増えて、3年ぶりに増加に転じています。
- 在留資格別では、「技能実習」が1,698人で、前年より224人増加し、前年同期比較では15.2%の増加（外国人労働者全体の48.2%）となり、外国人労働者のほぼ半数を占めています。「専門的・技術的分野の在留資格」は694人で、前年より166人増加し、前年比31.4%の増加（同19.7%）となり、永住者や定住者など「身分に基づく在留資格」が657人で、前年より7人増加し、前年比1.1%の増加（同18.6%）となりました。

(参照条文)

労働施策総合推進法

(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号) [抄]

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

労働施策総合推進法施行規則

(昭和四十一年七月二十一日労働省令第二十三号) [抄]

(外国人雇用状況の届出事項等)

第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号(第五号を除く。)に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。

- 一 生年月日
- 二 性別
- 三 国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域
- 四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項前段の許可(以下「資格外活動の許可」という。)を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。
- 五 住所
- 六 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地
- 七 賃金その他の雇用状況に関する事項

第十二条 外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

2 被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

(令和5年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和5年10月末時点で事業主からの届出（鳥取県内のハローワークに届け出されたもの）を集計したもので、県内で外国人を雇用している事業所数及び就労する外国人労働者数とは必ずしも一致しない。

今般、令和5年10月末時点の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

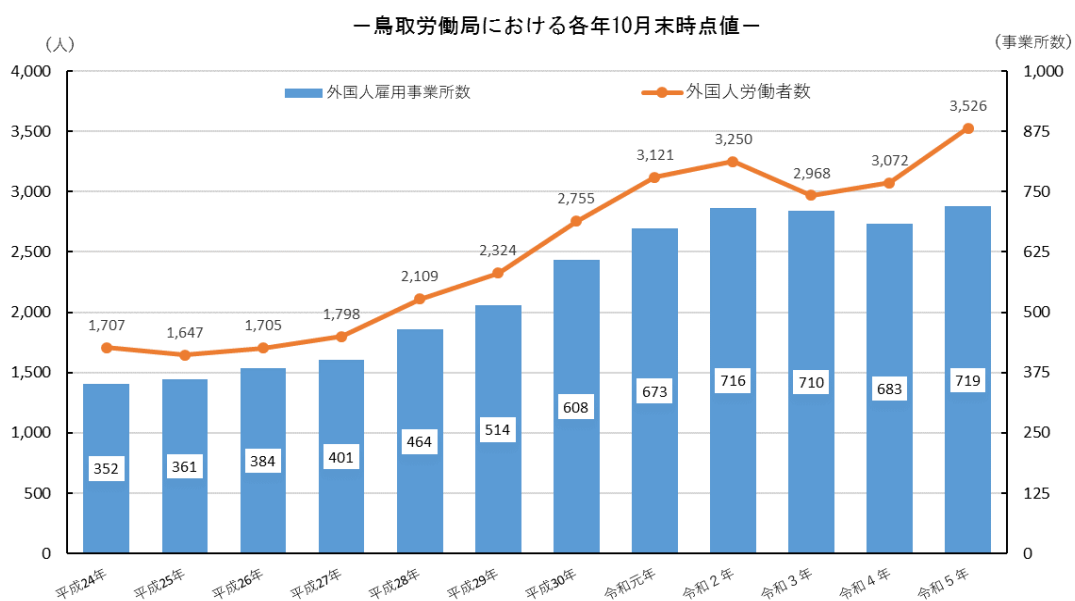
II 届出状況のまとめ

1 外国人を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

令和5年10月末時点において、外国人労働者を雇用している事業所数は719か所、外国人労働者数は3,526人であり、令和4年10月末現在の683か所、3,072人に比べ、36か所（5.3%）増加し、454人（14.8%）の増加となった。

外国人労働者を雇用している事業所数、外国人労働者数とも増加となり、過去最高値となりました。【図1、別表2、参考表】

図1 外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみるとベトナムが最も多く1,313人であり、外国人労働者数全体の37.2%を占めている。次いで、フィリピンが451人(同12.8%)、中国が405人(同11.5%)、インドネシアが362人(同10.3%)の順となっている。

特にベトナムについては、前年同期比で177人(15.6%)増えて3年ぶりに増加となっている。

【図2、表2、別表1、参考表】

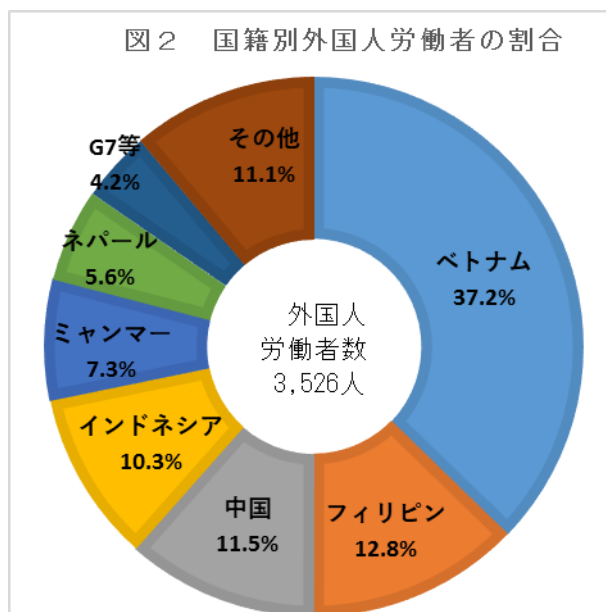


表2 国籍別外国人労働者の割合

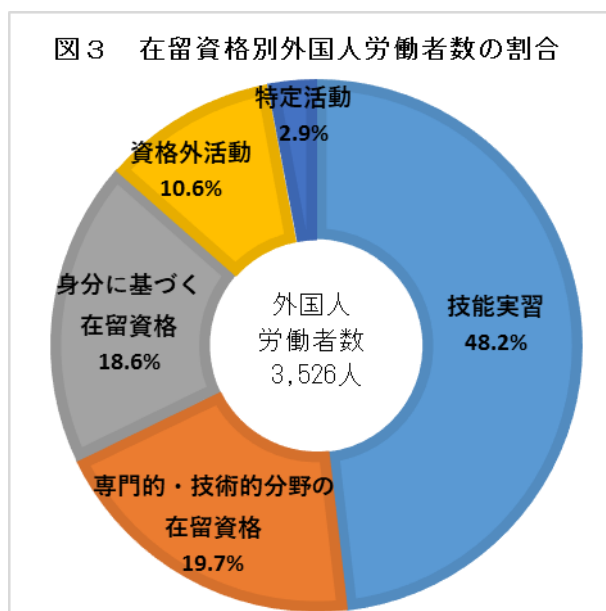
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比	前年比
合計	3,121	3,250	2,968	3,072	3,526	100.0%	114.8%
ベトナム	1,234	1,340	1,239	1,136	1,313	37.2%	115.6%
中国(香港、マカオを含む)	679	655	539	459	405	11.5%	88.2%
フィリピン	403	416	420	444	451	12.8%	101.6%
ネパール	24	37	58	161	197	5.6%	122.4%
インドネシア	176	180	135	239	362	10.3%	151.5%
韓国	89	84	69	67	61	1.7%	91.0%
ミャンマー	90	131	126	150	256	7.3%	170.7%
G7等	170	152	154	155	149	4.2%	96.1%
その他	256	255	228	261	332	9.4%	127.2%

(2) 在留資格別にみると、

「技能実習」が最も多く1,698人で、外国人労働者全体の48.2%を占めている。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格※2」が694人で19.7%であり、「身分に基づく在留資格※1」が657人で18.6%となっている。

【図3、表3、別表1、参考表】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年度に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は315人となっている。【別表9】



※1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

※2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

表3 在留資格別外国人労働者数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比	前年比
合計	3,121	3,250	2,968	3,072	3,526	100.0%	114.8%
専門的・技術的分野の在留資格	382	409	431	528	694	19.7%	131.4%
特定活動	91	84	88	102	104	2.9%	102.0%
技能実習	1,714	1,776	1,493	1,474	1,698	48.2%	115.2%
資格外活動	254	287	261	318	373	10.6%	117.3%
身分に基づく在留資格	679	694	695	650	657	18.6%	101.1%

(3) 国籍別、在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」の割合が70.3%を占めている。

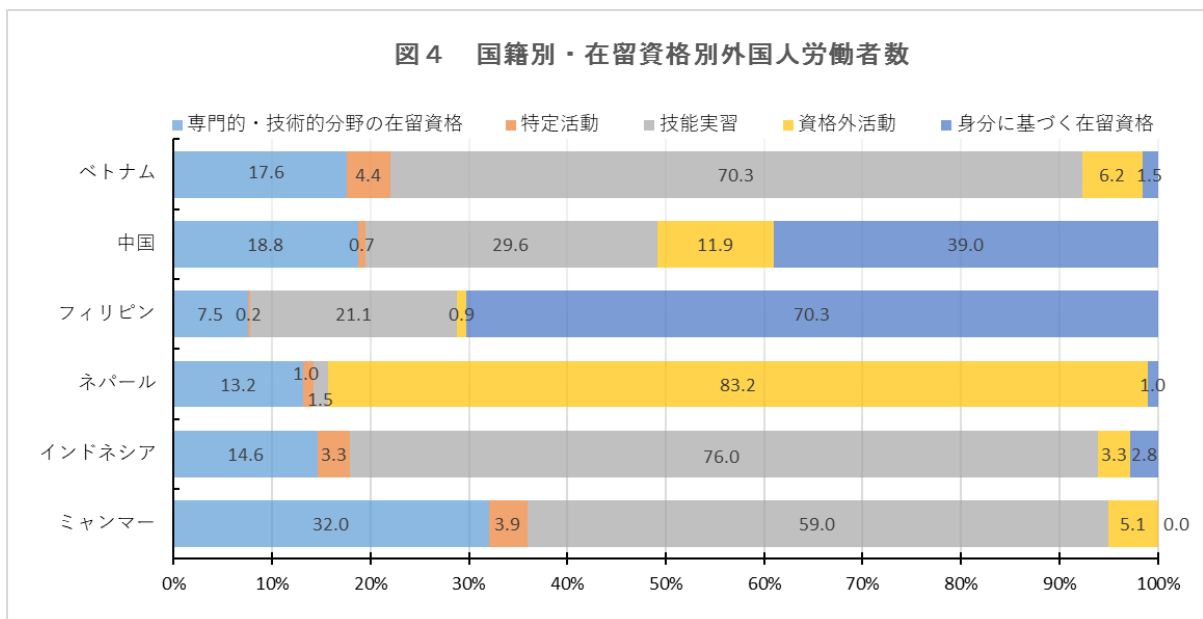
中国では「身分に基づく在留資格」の割合が39.0%、次いで「技能実習」29.6%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」の割合が70.3%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合がフィリピン全体の49.4%となっている。

G7等※3では「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が69.1%を占めている。

インドネシア、ミャンマーでは「技能実習」の割合が高くそれぞれ76.0%、59.0%を占めており、ネパールは「資格外活動」の割合が83.2%を占めている。

【別表1】



※3 G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が26.8%、「卸売業、小売業」が13.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が12.5%の順となっている。

各産業の占める割合をみると、「製造業」は前年同期比で1.0%減少し、「卸売業、小売業」は同0.2%減少、「宿泊業、飲食サービス業」は同0.5%減少となっている。

なお、「建設業」の占める割合は対前年同期比で2.1%増加している。

【図5、表5、別表4、参考表】

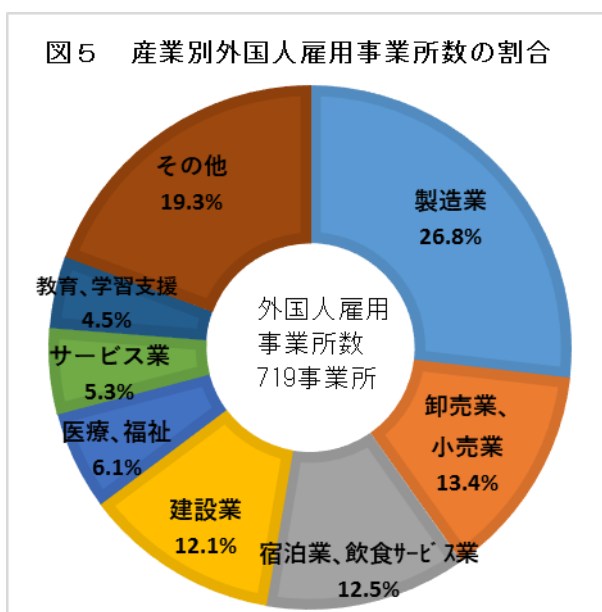


表5 産業別外国人雇用事業所数の割合

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比	前年比
	合計	673	716	710	683		
建設業	51	58	62	68	87	12.1%	127.9%
製造業	199	202	201	190	193	26.8%	101.6%
卸売業、小売業	90	104	104	93	96	13.4%	103.2%
宿泊業、飲食サービス業	72	81	87	89	90	12.5%	101.1%
教育、学習支援	40	41	40	38	32	4.5%	84.2%
医療、福祉	40	45	41	40	44	6.1%	110.0%
サービス業(他に分類されない)	39	38	38	33	38	5.3%	115.2%
その他	142	147	137	132	139	19.3%	105.3%

(2) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の55.6%を占めている。

事業所数の総数は増加している。「30～99人」規模が減少しているが、「30人未満」規模が増加しており、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。

【図6、表6、別表8、参考表】

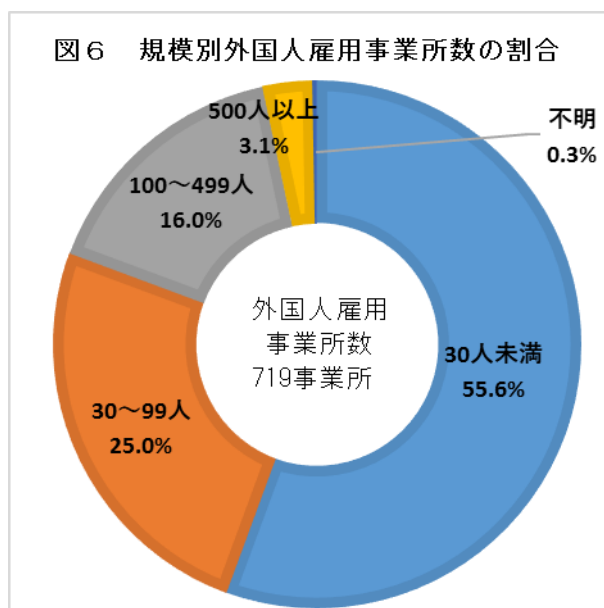


表6 規模別外国人雇用事業所数の割合

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年	
						構成比	前年比
合計	673	716	710	683	719	100.0%	105.3%
30人未満	356	353	341	370	400	55.6%	108.1%
30～99人	177	184	175	184	180	25.0%	97.8%
100～499人	101	105	107	104	115	16.0%	110.6%
500人以上	22	21	21	23	22	3.1%	95.7%
不明	17	53	66	2	2	0.3%	100.0%

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別の割合をみると、

「製造業」で就労する者が最も多く全体の48.4%を占めている。次いで、「卸売業・小売業」が9.0%、「建設業」が7.8%、「宿泊業・飲食サービス業」が7.5%となっており、この4つの産業で外国人労働者数全体の72.7%を占めている。

【図7、表7、別表4、参考表】

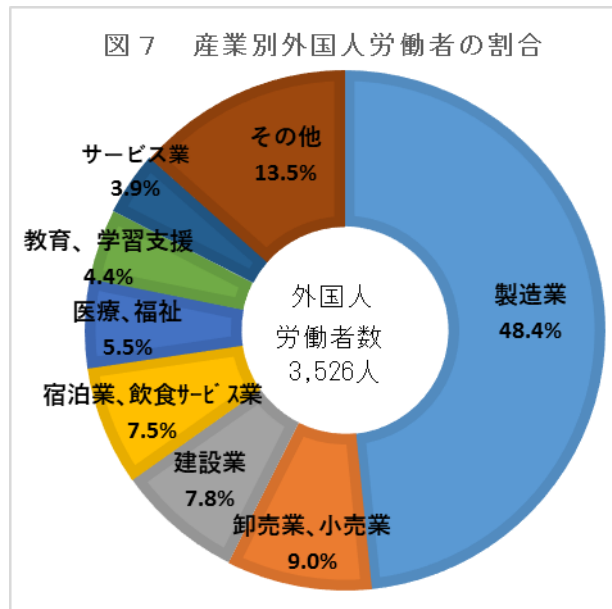


表7 産業別外国人労働者の割合

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年	
						構成比	前年比
合計	3,121	3,250	2,968	3,072	3,526	100.0%	114.8%
建設業	152	179	161	198	276	7.8%	139.4%
製造業	1,623	1,670	1,484	1,487	1,706	48.4%	114.7%
卸売業・小売業	209	275	262	269	318	9.0%	118.2%
宿泊業・飲食サービス業	177	176	207	242	263	7.5%	108.7%
教育・学習支援	220	221	171	147	155	4.4%	105.4%
医療・福祉	87	102	113	156	193	5.5%	123.7%
サービス業	164	160	150	147	139	3.9%	94.6%
その他	489	467	420	426	476	13.5%	111.7%

(2) 事業所規模別にみると、
「30人未満」規模事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の38.6%を占める。次いで「100～499人」規模事業所が27.1%、「30～99人」規模事業所が24.5%の順になっている。
なお、外国人労働者数は全ての規模事業所で増加している。

【図8、表8、別表8、参考表】

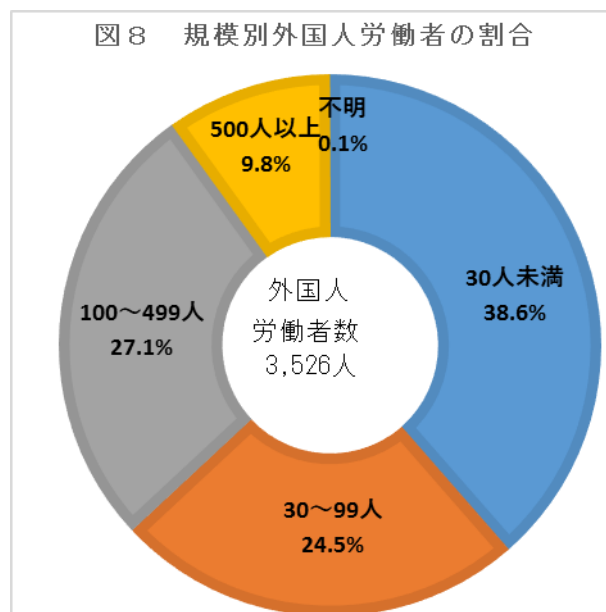


表8 規模別外国人労働者の割合

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比	前年比
合計	3,121	3,250	2,968	3,072	3,526	100.0%	114.8%
30人未満	1,121	1,189	1,105	1,178	1,360	38.6%	115.4%
30～99人	749	757	686	713	863	24.5%	121.0%
100～499人	917	902	811	888	954	27.1%	107.4%
500人以上	304	314	265	291	347	9.8%	119.2%
不明	30	88	101	2	2	0.1%	100.0%

「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和5年10月末時点）

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表2] 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表5] 地域別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表9] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数
（在留資格「特定技能」に限る）（鳥取労働局）

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の過去の推移

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格(注2)			②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務	うち特定技能			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者	
全国籍計	3,526	694 (19.7%)	199 (5.6%)	315 (8.9%)	104 (2.9%)	1,698 (48.2%)	373 (10.6%)	332 (9.4%)	657 (18.6%)	448 (12.7%)	148 (4.2%)	6 (0.2%)	55 (1.6%)	0 (0.0%)
ベトナム	1,313 [37.2%]	231 (17.6%)	67 (5.1%)	149 (11.3%)	58 (4.4%)	923 (70.3%)	81 (6.2%)	72 (5.5%)	20 (1.5%)	8 (0.6%)	10 (0.8%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	405 [11.5%]	76 (18.8%)	45 (11.1%)	9 (2.2%)	3 (0.7%)	120 (29.6%)	48 (11.9%)	40 (9.9%)	158 (39.0%)	106 (26.2%)	43 (10.6%)	0 (0.0%)	9 (2.2%)	0 (0.0%)
フィリピン	451 [12.8%]	34 (7.5%)	2 (0.4%)	24 (5.3%)	1 (0.2%)	95 (21.1%)	4 (0.9%)	4 (0.9%)	317 (70.3%)	223 (49.4%)	53 (11.8%)	4 (0.9%)	37 (8.2%)	0 (0.0%)
ネパール	197 [5.6%]	26 (13.2%)	21 (10.7%)	2 (1.0%)	2 (1.0%)	3 (1.5%)	164 (83.2%)	151 (76.6%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	13 [0.4%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)	9 (69.2%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)
インドネシア	362 [10.3%]	53 (14.6%)	1 (0.3%)	47 (13.0%)	12 (3.3%)	275 (76.0%)	12 (3.3%)	11 (3.0%)	10 (2.8%)	8 (2.2%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
韓国	61 [1.7%]	18 (29.5%)	11 (18.0%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	3 (4.9%)	1 (1.6%)	39 (63.9%)	28 (45.9%)	10 (16.4%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ミャンマー	256 [7.3%]	82 (32.0%)	6 (2.3%)	76 (29.7%)	10 (3.9%)	151 (59.0%)	13 (5.1%)	13 (5.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
タイ	44 [1.2%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30 (68.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (31.8%)	8 (18.2%)	5 (11.4%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)
ペルー	1 [0.0%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G7等(注4)	149 [4.2%]	103 (69.1%)	21 (14.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	1 (0.7%)	44 (29.5%)	27 (18.1%)	15 (10.1%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	73 [2.1%]	55 (75.3%)	5 (6.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (24.7%)	11 (15.1%)	6 (8.2%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)
うちイギリス	22 [0.6%]	15 (68.2%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (31.8%)	5 (22.7%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	274 [7.8%]	71 (25.9%)	25 (9.1%)	8 (2.9%)	17 (6.2%)	101 (36.9%)	46 (16.8%)	39 (14.2%)	39 (14.2%)	29 (10.6%)	8 (2.9%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)

注1： [] 内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2： 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表 2] 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和 5 年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注 3)	外国人労働者数			構成比 (注 3)
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 2)	
総計	719	27	[3.8%]	100.0%	3,526	80	[2.3%]	100.0%
1 鳥取公共職業安定所	327	17	[5.2%]	45.5%	1,413	53	[3.8%]	40.1%
2 倉吉公共職業安定所	114	1	[0.9%]	15.9%	693	1	[0.1%]	19.7%
3 米子公共職業安定所	278	9	[3.2%]	38.7%	1,420	26	[1.8%]	40.3%
4								
5								

注 1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注 2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注 3：「構成比」欄は、事業所総数（総計）及び外国人労働者総数（総計）に対する当該地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格（注2）			②特定活動（注3）	③技能実習	④資格外活動			⑤身分に基づく在留資格					⑥不明				
		計	構成比（注1）	うち技術・人文知識・国際業務			うち特定技能	計	構成比（注1）	うち留学	計	構成比（注1）	うち永住者	うち日本人の配偶者等		うち永住者の配偶者等	うち定住者		
総数	3,526	694	(19.7%)	199	315	104	(2.9%)	1,698	(48.2%)	373	(10.6%)	332	657	(18.6%)	448	148	6	55	0
1 鳥取公共職業安定所	1,413	294	(20.8%)	100	93	13	(0.9%)	665	(47.1%)	173	(12.2%)	156	268	(19.0%)	189	53	2	24	0
2 倉吉公共職業安定所	693	147	(21.2%)	25	83	34	(4.9%)	365	(52.7%)	26	(3.8%)	20	121	(17.5%)	76	35	1	9	0
3 米子公共職業安定所	1,420	253	(17.8%)	74	139	57	(4.0%)	668	(47.0%)	174	(12.3%)	156	268	(18.9%)	183	60	3	22	0
4																			
5																			

注1：（ ）内は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和5年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	719	27	[3.8%]	100.0%	3,526	80	[2.3%]	100.0%
A 農業、林業	24	0	[0.0%]	3.3%	108	0	[0.0%]	3.1%
うち 農業	23	0	[0.0%]	3.2%	106	0	[0.0%]	3.0%
B 漁業	36	0	[0.0%]	5.0%	88	0	[0.0%]	2.5%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	[0.0%]	0.1%	15	0	[0.0%]	0.4%
D 建設業	87	0	[0.0%]	12.1%	276	0	[0.0%]	7.8%
E 製造業	193	5	[2.6%]	26.8%	1,706	22	[1.3%]	48.4%
うち 食料品製造業	49	1	[2.0%]	6.8%	600	7	[1.2%]	17.0%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	5	1	[20.0%]	0.7%	15	9	[60.0%]	0.4%
うち 繊維工業	40	0	[0.0%]	5.6%	360	0	[0.0%]	10.2%
うち 金属製品製造業	10	0	[0.0%]	1.4%	27	0	[0.0%]	0.8%
うち 生産用機械器具製造業	5	0	[0.0%]	0.7%	19	0	[0.0%]	0.5%
うち 電気機械器具製造業	35	2	[5.7%]	4.9%	366	4	[1.1%]	10.4%
うち 輸送用機械器具製造業	8	0	[0.0%]	1.1%	73	0	[0.0%]	2.1%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	[0.0%]	0.1%	1	0	[0.0%]	0.0%
G 情報通信業	9	0	[0.0%]	1.3%	22	0	[0.0%]	0.6%
H 運輸業、郵便業	13	1	[7.7%]	1.8%	52	1	[1.9%]	1.5%
I 卸売業、小売業	96	3	[3.1%]	13.4%	318	5	[1.6%]	9.0%
J 金融業、保険業	1	0	[0.0%]	0.1%	1	0	[0.0%]	0.0%
K 不動産業、物品賃貸業	4	0	[0.0%]	0.6%	8	0	[0.0%]	0.2%
L 学術研究、専門・技術サービス業	15	1	[6.7%]	2.1%	25	1	[4.0%]	0.7%
M 宿泊業、飲食サービス業	90	1	[1.1%]	12.5%	263	1	[0.4%]	7.5%
うち 宿泊業	32	0	[0.0%]	4.5%	83	0	[0.0%]	2.4%
うち 飲食店	57	1	[1.8%]	7.9%	179	1	[0.6%]	5.1%
N 生活関連サービス業、娯楽業	12	0	[0.0%]	1.7%	17	0	[0.0%]	0.5%
O 教育、学習支援業	32	0	[0.0%]	4.5%	155	0	[0.0%]	4.4%
P 医療、福祉	44	3	[6.8%]	6.1%	193	5	[2.6%]	5.5%
うち 医療業	13	0	[0.0%]	1.8%	35	0	[0.0%]	1.0%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	31	3	[9.7%]	4.3%	158	5	[3.2%]	4.5%
Q 複合サービス事業	4	0	[0.0%]	0.6%	16	0	[0.0%]	0.5%
R サービス業（他に分類されないもの）	38	13	[34.2%]	5.3%	139	45	[32.4%]	3.9%
うち 自動車整備業	4	0	[0.0%]	0.6%	7	0	[0.0%]	0.2%
うち 職業紹介・労働者派遣業	7	6	[85.7%]	1.0%	26	25	[96.2%]	0.7%
うち その他の事業サービス業	18	7	[38.9%]	2.5%	79	20	[25.3%]	2.2%
S 公務（他に分類されるものを除く）	18	0	[0.0%]	2.5%	121	0	[0.0%]	3.4%
T 分類不能の産業	1	0	[0.0%]	0.1%	2	0	[0.0%]	0.1%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表5] 地域別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
			構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）
総数	3,526	276	7.8%	1,706	48.4%	22	0.6%	318	9.0%	263	7.5%	155	4.4%	193	5.5%	139	3.9%
1 鳥取公共職業安定所	1,413	158	11.2%	622	44.0%	14	1.0%	136	9.6%	65	4.6%	112	7.9%	44	3.1%	64	4.5%
2 倉吉公共職業安定所	693	38	5.5%	397	57.3%	-	0.0%	60	8.7%	38	5.5%	5	0.7%	60	8.7%	20	2.9%
3 米子公共職業安定所	1,420	80	5.6%	687	48.4%	8	0.6%	122	8.6%	160	11.3%	38	2.7%	89	6.3%	55	3.9%
4																	
5																	

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、地域別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
			構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）
総数	3,526	276	7.8%	1,706	48.4%	22	0.6%	318	9.0%	263	7.5%	155	4.4%	193	5.5%	139	3.9%
①専門的・技術的分野の 在留資格（注3）	694	31	4.5%	248	35.7%	16	2.3%	37	5.3%	52	7.5%	54	7.8%	48	6.9%	24	3.5%
うち技術・人文知識・国際業務	199	15	7.5%	51	25.6%	16	8.0%	16	8.0%	25	12.6%	3	1.5%	5	2.5%	15	7.5%
うち特定技能	315	15	4.8%	182	57.8%	0	0.0%	21	6.7%	5	1.6%	0	0.0%	35	11.1%	9	2.9%
②特定活動（注4）	104	4	3.8%	51	49.0%	0	0.0%	6	5.8%	16	15.4%	1	1.0%	12	11.5%	2	1.9%
③技能実習	1,698	228	13.4%	1,088	64.1%	0	0.0%	150	8.8%	3	0.2%	0	0.0%	54	3.2%	4	0.2%
④資格外活動	373	1	0.3%	33	8.8%	2	0.5%	74	19.8%	146	39.1%	45	12.1%	25	6.7%	20	5.4%
うち留学	332	1	0.3%	21	6.3%	2	0.6%	64	19.3%	137	41.3%	41	12.3%	25	7.5%	16	4.8%
⑤身分に基づく在留資格	657	12	1.8%	286	43.5%	4	0.6%	51	7.8%	46	7.0%	55	8.4%	54	8.2%	89	13.5%
うち永住者	448	6	1.3%	171	38.2%	0	0.0%	38	8.5%	37	8.3%	47	10.5%	37	8.3%	71	15.8%
うち日本人の配偶者等	148	5	3.4%	79	53.4%	1	0.7%	12	8.1%	7	4.7%	7	4.7%	11	7.4%	12	8.1%
うち永住者の配偶者等	6	0	0.0%	4	66.7%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%
うち定住者	55	1	1.8%	32	58.2%	2	3.6%	1	1.8%	2	3.6%	1	1.8%	6	10.9%	5	9.1%
⑥不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
	うち派遣・請負事業所	[比率] (注2)		構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)	構成比 (注3)		
全国籍計	3,526	80	2.3%	276	7.8%	1,706	48.4%	22	0.6%	318	9.0%	263	7.5%	155	4.4%	193	5.5%	139	3.9%
ベトナム	1,313	19	1.4%	116	8.8%	910	69.3%	1	0.1%	90	6.9%	54	4.1%	3	0.2%	39	3.0%	14	1.1%
中国 (香港、マカオを含む)	405	19	4.7%	7	1.7%	189	46.7%	8	2.0%	32	7.9%	31	7.7%	37	9.1%	25	6.2%	33	8.1%
フィリピン	451	31	6.9%	22	4.9%	227	50.3%	1	0.2%	34	7.5%	21	4.7%	6	1.3%	53	11.8%	54	12.0%
ネパール	197	-	0.0%	-	0.0%	20	10.2%	1	0.5%	31	15.7%	105	53.3%	-	0.0%	8	4.1%	13	6.6%
ブラジル	13	3	23.1%	-	0.0%	1	7.7%	1	7.7%	4	30.8%	1	7.7%	-	0.0%	-	0.0%	3	23.1%
インドネシア	362	-	0.0%	80	22.1%	102	28.2%	-	0.0%	23	6.4%	3	0.8%	4	1.1%	41	11.3%	-	0.0%
韓国	61	1	1.6%	1	1.6%	6	9.8%	-	0.0%	5	8.2%	5	8.2%	13	21.3%	7	11.5%	1	1.6%
ミャンマー	256	2	0.8%	3	1.2%	141	55.1%	1	0.4%	59	23.0%	2	0.8%	-	0.0%	16	6.3%	7	2.7%
タイ	44	-	0.0%	3	6.8%	32	72.7%	-	0.0%	3	6.8%	3	6.8%	-	0.0%	-	0.0%	1	2.3%
ペルー	1	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
G7等(注4)	149	3	2.0%	-	0.0%	3	2.0%	3	2.0%	3	2.0%	5	3.4%	46	30.9%	1	0.7%	9	6.0%
うちアメリカ	73	2	2.7%	-	0.0%	-	0.0%	1	1.4%	1	1.4%	-	0.0%	18	24.7%	-	0.0%	2	2.7%
うちイギリス	22	1	4.5%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	12	54.5%	-	0.0%	1	4.5%
その他	274	2	0.7%	44	16.1%	75	27.4%	6	2.2%	34	12.4%	33	12.0%	46	16.8%	3	1.1%	4	1.5%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表 8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和 5 年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数		
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・請負 事業所(注3)	
全事業所規模計		719	27	[3.8%]	100.0%	3,526	80	[2.3%]	100.0%	4.9	3.0
事業所 労働者 数	30人未満	400	10	[2.5%]	55.6%	1,360	18	[1.3%]	38.6%	3.4	1.8
	30～99人	180	6	[3.3%]	25.0%	863	15	[1.7%]	24.5%	4.8	2.5
	100～499人	115	11	[9.6%]	16.0%	954	47	[4.9%]	27.1%	8.3	4.3
	500人以上	22	-	[0.0%]	3.1%	347	-	[0.0%]	9.8%	15.8	0.0
	不明	2	-	[0.0%]	0.3%	2	-	[0.0%]	0.1%	1.0	0.0

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表9] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（鳥取労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	特定産業 分野 (注) 計	介護	ビルク リーニン グ	素形材・産 業機械・電 気電子情報 関連製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	315	37	3	96	17	0	8	0	1	26	20	101	6
1 鳥取公共職業安定所	93	3	0	71	11	0	2	0	0	0	3	2	1
2 倉吉公共職業安定所	83	4	0	24	0	0	2	0	1	16	0	33	3
3 米子公共職業安定所	139	30	3	1	6	0	4	0	0	10	17	66	2
4													
5													

注： 特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた12分野をいう。

(参考表) 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移 (鳥取労働局) (令和元年～令和5年)

[参考-1] 外国人雇用事業所数・外国人労働者数 (総数)

(単位：所、人)

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	
事業所数	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%	719	5.3%
うち、派遣・請負	22	22.2%	22	0.0%	21	-4.5%	20	-4.8%	27	35.0%
外国人労働者数	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%	3,526	14.8%
うち、派遣・請負	95	41.8%	95	0.0%	87	-8.4%	88	1.1%	80	-9.1%

注1：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考-2] 外国人雇用事業所数（産業別）

（単位：所）

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
事業所総数	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%	719	5.3%
建設業	51	50.0%	58	13.7%	62	6.9%	68	9.7%	87	27.9%
製造業	199	-1.0%	202	1.5%	201	-0.5%	190	-5.5%	193	1.6%
情報通信業	9	28.6%	10	11.1%	10	0.0%	8	-20.0%	9	12.5%
卸売業、小売業	90	26.8%	104	15.6%	104	0.0%	93	-10.6%	96	3.2%
宿泊業、飲食サービス業	72	30.9%	81	12.5%	87	7.4%	89	2.3%	90	1.1%
教育、学習支援業	40	5.3%	41	2.5%	40	-2.4%	38	-5.0%	32	-15.8%
医療、福祉	40	5.3%	45	12.5%	41	-8.9%	40	-2.4%	44	10.0%
サービス業（他に分類されないもの）	39	14.7%	38	-2.6%	38	0.0%	33	-13.2%	38	15.2%
その他	133	2.3%	137	3.0%	127	-7.3%	124	-2.4%	130	4.8%

注1：各年10月末時点。

注2：本表の産業別のデータは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考-3] 外国人雇用事業所数（事業所規模別）

（単位：所）

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
事業所総数	673	10.7%	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%	719	5.3%
30人未満	356	12.7%	353	-0.8%	341	-3.4%	370	8.5%	400	8.1%
30～99人	177	7.9%	184	4.0%	175	-4.9%	184	5.1%	180	-2.2%
100～499人	101	11.0%	105	4.0%	107	1.9%	104	-2.8%	115	10.6%
500人以上	22	-4.3%	21	-4.5%	21	0.0%	23	9.5%	22	-4.3%
不明	17	21.4%	53	211.8%	66	24.5%	2	-97.0%	2	0.0%

注：各年10月末時点。

[参考-4] 外国人労働者数（国籍別）

（単位：人）

	令和元年 対前年増減率	令和2年 対前年増減率	令和3年 対前年増減率	令和4年 対前年増減率	令和5年 対前年増減率
外国人労働者総数	3,121 13.3%	3,250 4.1%	2,968 -8.7%	3,072 3.5%	3,526 14.8%
ベトナム	1,234 24.4%	1,340 8.6%	1,239 -7.5%	1,136 -8.3%	1,313 15.6%
中国（香港、マカオを含む）	679 -0.7%	655 -3.5%	539 -17.7%	459 -14.8%	405 -11.8%
フィリピン	403 8.9%	416 3.2%	420 1.0%	444 5.7%	451 1.6%
ネパール	24 242.9%	37 54.2%	58 56.8%	161 177.6%	197 22.4%
ブラジル	19 58.3%	16 -15.8%	16 0.0%	17 6.3%	13 -23.5%
インドネシア	176 10.7%	180 2.3%	135 -25.0%	239 77.0%	362 51.5%
韓国	89 11.3%	84 -5.6%	69 -17.9%	67 -2.9%	61 -9.0%
ミャンマー	90 40.6%	131 45.6%	126 -3.8%	150 19.0%	256 70.7%
ペルー	3 0.0%	2 -33.3%	2 0.0%	1 -50.0%	1 0.0%
G7等	170 3.0%	152 -10.6%	154 1.3%	155 0.6%	149 -3.9%
うちアメリカ	89 6.0%	79 -11.2%	86 8.9%	87 1.2%	73 -16.1%
うちイギリス	18 38.5%	17 -5.6%	14 -17.6%	16 14.3%	22 37.5%
その他	234 6.8%	237 1.3%	210 -11.4%	243 15.7%	318 30.9%

注：各年10月末時点。

[参考-5] 外国人労働者数（在留資格別）

（単位：人）

	令和元年	対前年増減率	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率	令和4年	対前年増減率	令和5年	対前年増減率
外国人労働者総数	3,121	13.3%	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%	3,526	14.8%
専門的・技術的分野	382	9.1%	409	7.1%	431	5.4%	528	22.5%	694	31.4%
うち技術・人文知識・国際業務	171	8.9%	191	11.7%	210	9.9%	203	-3.3%	199	-2.0%
うち特定技能	5	-	25	400.0%	42	68.0%	149	254.8%	315	111.4%
特定活動	91	33.8%	84	-7.7%	88	4.8%	102	15.9%	104	2.0%
技能実習	1,714	12.8%	1,776	3.6%	1,493	-15.9%	1,474	-1.3%	1,698	15.2%
資格外活動	254	35.1%	287	13.0%	261	-9.1%	318	21.8%	373	17.3%
うち留学	231	35.9%	260	12.6%	236	-9.2%	290	22.9%	332	14.5%
身分に基づく在留資格	679	7.8%	694	2.2%	695	0.1%	650	-6.5%	657	1.1%
うち永住者	465	7.9%	478	2.8%	476	-0.4%	451	-5.3%	448	-0.7%
うち日本人の配偶者	160	6.7%	163	1.9%	165	1.2%	143	-13.3%	148	3.5%
うち永住者の配偶者	8	60.0%	5	-37.5%	5	0.0%	7	40.0%	6	-14.3%
うち定住者	46	4.5%	48	4.3%	49	2.1%	49	0.0%	55	12.2%
不明	1	0.0%	0	-100.0%	0	-	0	-	0	-

注1：各年10月末時点。

注2：在留資格「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

[参考-6] 外国人労働者数（産業別）

（単位：所）

	令和元年 対前年増減率	令和2年 対前年増減率	令和3年 対前年増減率	令和4年 対前年増減率	令和5年 対前年増減率
外国人労働者総数	3,121 13.3%	3,250 4.1%	2,968 -8.7%	3,072 3.5%	3,526 14.8%
建設業	152 56.7%	179 17.8%	161 -10.1%	198 23.0%	276 39.4%
製造業	1,623 8.6%	1,670 2.9%	1,484 -11.1%	1,487 0.2%	1,706 14.7%
情報通信業	36 5.9%	38 5.6%	37 -2.6%	27 -27.0%	22 -18.5%
卸売業、小売業	209 44.1%	275 31.6%	262 -4.7%	269 2.7%	318 18.2%
宿泊業、飲食サービス業	177 25.5%	176 -0.6%	207 17.6%	242 16.9%	263 8.7%
教育、学習支援業	220 16.4%	221 0.5%	171 -22.6%	147 -14.0%	155 5.4%
医療、福祉	87 38.1%	102 17.2%	113 10.8%	156 38.1%	193 23.7%
サービス業（他に分類されないもの）	164 18.8%	160 -2.4%	150 -6.3%	147 -2.0%	139 -5.4%
その他	453 0.0%	429 -5.3%	383 -10.7%	399 4.2%	454 13.8%

注1：各年10月末時点。

注2：本表の産業別のデータは、日本産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考-7] 特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）

（単位：人）

		令和元年	対前年増減率	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率	令和4年	対前年増減率	令和5年	対前年増減率
特定技能計		5	-	25	400.0%	42	68.0%	149	254.8%	315	111.4%
特定産業分野 （注2）	介護	0	-	0	-	1	-	22	2100.0%	37	68.2%
	ビルクリーニング	0	-	0	-	0	-	0	-	3	-
	素形材産業	0	-	0	-	0	-	36	3500.0%	96	166.7%
	産業機械製造業	0	-	0	-	0	-				
	電気・電子情報関連産業	0	-	1	0.0%	1	0.0%				
	建設	0	-	1	0.0%	1	0.0%	8	700.0%	17	112.5%
	造船・船用工業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	自動車整備	0	-	0	-	0	-	3	-	8	166.7%
	航空	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	宿泊	0	-	0	-	1	-	1	0.0%	1	0.0%
	農業	0	-	0	-	3	-	13	333.3%	26	100.0%
	漁業	0	-	1	0.0%	1	0.0%	6	500.0%	20	233.3%
	飲食物品製造業	5	-	20	300.0%	32	60.0%	59	84.4%	101	71.2%
外食業	0	-	2	0.0%	2	0.0%	1	-50.0%	6	500.0%	

注1：各年10月末時点。

注2：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）

において定められた12分野をいう。

注3：令和4年5月25日より、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の製造3分野が統合され、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野となっている。